身体障害者等の軽自動車税の減免制度について

1、申請の区分

減免申請には、次の3つの区分があり、それぞれ減免の要件や手続きが異なります。

●本人運転	身体障害者及び戦傷病者本人が運転する場合
●家族運転	身体障害者等と住居及び生計を一にする方が運転する場合
●常時介護者運転	身体障害者等(*)を常時介護する方が運転する場合 (*)「障害者のみの世帯(単身世帯を含む。)」又は「70歳以上の方(若しくは未成年者)と障害者のみで構成される世帯」に限ります。なお、ここでいう「障害者」とは、「2の要件1に掲げる等級の障害者手帳を所持する方」のことをいいます。

2、減免の区分

要件1 減免の対象となる身体障害者等

			本人運転	家族運転•常時介護者運転
障害の区分 所有者			本人	本人·家族
	視覚障害		1級~4級	
	聴覚障害		2級 · 3級	左に同じ
	平衡機能障害		3級	
	音声機能障害		3級 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上肢不自由		1級 - 2級	左に同じ
身体障	下肢不自由		1級~6級	1級~3級
身体障害者手帳所持者	体幹不自由		1級~3級 ・ 5級	1級~3級
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変に よる	上肢機能	1級 - 2級	左に同じ
	運動機能障害	移動機能	1級~6級	1級~3級
	心臓機能障害			
	腎臓機能障害		1級 · 3級	左に同じ
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸の機能障害			
	小腸の機能障害			
	免疫機能障害		1級~3級	
	肝臓機能障害			
療育手帳所持者				障害の程度A
精神障害者保健福祉手帳所持者				1級
Ä	战傷病者手帳		別に規定がありますので下記にお問い合わせください。	

※普通自動車税の減免は、山梨県自動車税センターへお問い合わせください。(055-262-4662)

〒408−0188

山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1 北杜市役所総務部税務課市民税担当 La 0551-42-1313